

にほんこくけんぽう

日本国憲法

【第九條（一部）】

日本国民は、正義と秩序を

ちつじよ

基調とする国際平和を誠実

に希求し、国権の発動たる

戦争と、武力による威嚇又は

いかくまた

武力の行使は、国際紛争を

こくさいふんそう

解決する手段としては、

永久にこれを放棄する。

ほうき

けんしやう

憲章

けんぽう

憲法

いけん

違憲